

第3問 答案用紙 <1>
(会 計 学)

問題 1

問 1

① 1,927,280 千円	② 130,280 千円	③ 26,665 千円
④ 420,000 千円	⑤ △29,000 千円	⑥ 6,230 千円
⑦ 115,010 千円	⑧ 10,800 千円	

問 2

(1)

会社法において、株式会社は、株主総会または取締役会の決議により、剰余金の配当をいつでも決定でき、また、株主資本の計数をいつでも変動させることができることとされたため、貸借対照表および損益計算書だけでは、資本金、準備金および剰余金の数値の連続性を把握することが困難となることから、株主資本等変動計算書が必要とされる。

(2)

財務諸表利用者にとって特に重要な情報は投資の成果を表す利益の情報であり、株主に対して当期純利益とこれを生み出す株主資本との関係を示すことが重要である。親会社株主への情報提供を一義的なものと考えれば、新株予約権者や非支配株主との取引を変動事由ごとに開示する重要性は相対的に低いと考えられるため、株主資本とそれ以外の項目の表示方法に差異が設けられている。

第3問 答案用紙 <2>
(会 計 学)

問題 2

問 1

① 千円 817,300	② 千円 92,000	③ 千円 878,000
④ 千円 6,400	⑤ 千円 35,000	⑥ 千円 15,600
⑦ 千円 2,278,400	⑧ 千円 1,462,700	⑨ 千円 552,400
⑩ 千円 65,000		

問 2

(1)

実績主義： 中間会計期間を年度と並ぶ一会計期間とみた上で、中間財務諸表を、原則として年度の財務諸表と同じ会計方針を適用して作成することにより、当該中間会計期間の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に関する情報を提供するという考え方である。
予測主義： 中間会計期間を年度の一構成部分と位置付けて、中間財務諸表を、年度の財務諸表と部分的に異なる会計方針（季節的変動のある営業費用の繰延処理や繰上計上など）を適用して作成することにより、当該中間会計期間を含む年度の業績予測に資する情報を提供するという考え方である。

第3問 答案用紙 <3>
(会 計 学)

(2)

四半期財務諸表においては、売上原価が操業度等により大きく変動し、売上高と売上原価の対応関係が適切に表示されない可能性があるため、原価差異の繰延処理を認めていた。中間財務諸表は会計期間が6か月間であり、会計期間が3か月間である四半期財務諸表とは前提が異なるが、会計処理の見直しにより企業の実務負担が生じることがないよう、引き続き原価差異の繰延処理が認められている。

問 3

重要な企業結合や事業分離、業績の著しい好転または悪化、その他経営環境の著しい変化が生じておらず、かつ、一時差異等の発生状況について前年度末から大幅な変動がないと認められる場合、繰延税金資産の回収可能性を判断するに当たり、前年度末の検討において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する簡便的な取扱いが認められている。

第4問 答案用紙 <1>
(会 計 学)

問題 1

問 1

① : 付与日 ・ 決算日

② : 付与日 ・ 決算日

問 2

付与日は、会社と従業員等との間で労働役務とストック・オプションとの交換取引契約が締結された日と考えられ、付与されるストック・オプションの数量等の条件は、会社および従業員等の双方が合意の前提としたこの時点の価格をもとに決定される。したがって、付与日で労働役務とストック・オプションの価値は等価であり、付与日以後のストック・オプションの公正な評価単価の変動はサービスの価値とは直接的な関係を有しないとみられるため、付与日で算定する。

問 3

「基準」第7項(2)におけるストック・オプション数を見直した場合は、環境の変化等の企業が意図しないストック・オプション数の変動であるため、その影響額を見直した期の損益として計上する。一方、「基準」第11項における条件変更によりストック・オプション数を変動させた場合は、将来にわたる効果を期待した企業の意図によるストック・オプション数の変動であるため、その影響額を条件変更後、残存期間にわたって反映させる。

問題 2

問 1

① 数理計算上の差異には予測と実績の乖離のみならず予測数値の修正も反映されることから各期に生じる差異を直ちに費用として計上することが退職給付に係る債務の状態を忠実に表現するとはいえない面があるためである。

② 過去勤務費用の発生要因である給付水準の改訂等が従業員の勤労意欲が将来にわたって向上するとの期待のもとに行われる面があるためである。

問 2

(1) 費用処理年数を每期継続して適用しないと、会計年度間で異なる方法により利益が算出される結果、期間比較可能性が確保されないこととなるため、いったん採用した一定の年数は、正当な理由により変更する場合を除き、継続して適用する必要がある。

(2) 従業員の年齢構成が大きく変化した場合や企業年金制度において財政再計算時の計算基礎を見直した場合に、平均残存勤務期間について見直しの検討を行う。

問 3

過去勤務費用は退職金規程等の改訂に伴い退職給付水準が変更された場合に生じ、改訂前の退職給付債務と改訂後の退職給付債務の差額として算定される。

第4問 答案用紙 <2>
(会 計 学)

問題 3

問 1

当該債券への分類には価格変動リスクがないことが必要であるため、予め定められた償還日において額面金額による償還が予定されていることが要件となる。

問 2

(1)

2 %

(2)

(単位：千円)

借方科目	金額	貸方科目	金額
未収収益	500	有価証券利息	981
投資有価証券	481		

問 3

- (1) 株価が行使価格を超えて上昇した際に売却又は株式転換権の行使請求を行わないことは合理的な投資行動とはいえず、満期まで保有することを想定しにくい。
- (2) 株価が行使価格に比して大幅に下落したため、株式転換権の行使が将来的に全く期待し得ない状況において、当該社債を普通社債と同様に最終利回りに着目して取得する場合には、満期保有目的の債券に分類することができる。

問題 4

問 1

- ① 市場価格 ② 割引価値

問 2

(1) 番号：①

理由：同種資産における本来の等価交換が行われたものと考え、交換に供された建物Bと、取得した建物Aの間には投資の継続性が存在するとみるため、①の方法により取得原価を決定する。

(2) 番号：②

理由：異種資産における等価交換取引は、交換の形態をとってはいいても、取引の実質は売買取引、すなわちC社株式の時価による売却と土地の購入の複合取引であるとみなすため、②の方法により取得原価を決定する。

問 3

単に賃貸収益を得ることを目的として不動産が保有される場合や、キャピタル・ゲインの獲得を目的として保有されていても、活発な取引が行われるよう整備された購買市場と売却市場とが区別されていない単一の市場が存在しない場合には、時価によって直ちに売買・換金を行うことには制約があるためである。

第5問 答案用紙 <1>
(会 計 学)

問題 1

問 1

(単位：千円)

① 7,552	② 112,600	③ 145,600
④ 12,537	⑤ 118,200	⑥ 70,000
⑦ 59,693 または 59,699	⑧ 94,612 または 94,613	

問 2

(単位：千円)

⑨ 971,500	⑩ 320,633	⑪ △3,590
⑫ 2,488 または 2,493		

問 3

(単位：千円)

⑬ 217,732	⑭ 48,990
-----------	----------

問 4

(単位：千円)

⑮ 131,967	⑯ △2,140	⑰ △500
⑱ △2,200		

問題 2

問 1 (250字)

株	式	会	社	の	株	主	は	株	主	有	限	責	任	の	原	則	に	よ	り	出	資	額	を	
限	度	と	す	る	責	任	を	負	え	ば	よ	い	こ	と	と	な	っ	て	い	る	た	め	，	非
支	配	株	主	の	負	担	す	べ	き	額	は	非	支	配	株	主	の	出	資	額	に	限	定	さ
れ	る	。	一	方	，	親	会	社	は	子	会	社	の	債	権	者	に	対	し	て	，	保	証	債
務	等	の	契	約	に	基	づ	く	責	任	を	負	う	場	合	が	多	い	だ	け	で	な	く	，
親	会	社	の	経	営	責	任	や	信	用	保	持	の	た	め	の	経	営	判	断	等	か	ら	当
該	子	会	社	の	債	務	の	肩	代	わ	り	な	ど	を	行	う	可	能	性	も	高	い	こ	と
か	ら	，	子	会	社	の	欠	損	金	額	の	う	ち	，	非	支	配	株	主	の	持	分	割	合
に	相	当	す	る	分	が	当	該	非	支	配	株	主	の	出	資	額	を	超	え	る	場	合	，
原	則	と	し	て	，	当	該	超	過	額	を	親	会	社	の	持	分	に	負	担	さ	せ	る	。

第5問 答案用紙 <2>
(会 計 学)

問 2 (250字)

親	会	社	が	子	会	社	株	式	の	一	部	を	売	却	し	，	親	会	社	と	子	会	社	
の	支	配	関	係	が	継	続	し	て	い	る	場	合	，	支	配	獲	得	時	に	計	上	し	た
の	れ	ん	の	未	償	却	額	は	減	額	せ	ず	，	そ	の	後	に	お	け	る	の	れ	ん	の
償	却	額	は	，	親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	期	純	利	益	に	全	額	計	上
す	る	。	支	配	を	喪	失	し	関	連	会	社	と	な	る	場	合	，	の	れ	ん	の	未	償
却	額	の	う	ち	，	売	却	持	分	に	対	応	す	る	部	分	を	減	額	し	，	残	額	は
持	分	法	に	よ	る	評	価	額	に	含	ま	れ	る	。	支	配	を	喪	失	し	関	連	会	社
に	も	該	当	し	な	く	な	っ	た	場	合	，	残	存	す	る	当	該	被	投	資	会	社	に
対	す	る	投	資	は	，	個	別	貸	借	対	照	表	上	の	帳	簿	価	額	を	も	っ	て	評
価	す	る	た	め	，	の	れ	ん	は	計	上	さ	れ	な	い	。								

問 3 (300字)

	取	引	が	ダ	ウ	ン	・	ス	ト	リ	ー	ム	の	場	合	，	売	手	側	で	あ	る	投	資
会	社	に	生	じ	た	未	実	現	損	益	は	，	被	投	資	会	社	に	対	す	る	投	資	会
社	の	持	分	相	当	額	を	消	去	す	る	。	売	手	側	で	あ	る	投	資	会	社	に	生
じ	た	未	実	現	損	益	の	消	去	額	は	，	売	手	側	で	あ	る	投	資	会	社	の	売
上	高	等	の	損	益	項	目	と	買	手	側	で	あ	る	被	投	資	会	社	に	対	す	る	投
資	の	額	に	加	減	す	る	。	取	引	が	ア	ッ	プ	・	ス	ト	リ	ー	ム	の	場	合	，
売	手	側	で	あ	る	被	投	資	会	社	に	生	じ	た	未	実	現	損	益	は	，	被	投	資
会	社	に	対	す	る	投	資	会	社	の	持	分	相	当	額	を	消	去	す	る	。	売	手	側
で	あ	る	被	投	資	会	社	に	生	じ	た	未	実	現	損	益	の	投	資	会	社	の	持	分
相	当	額	は	，	持	分	法	に	よ	る	投	資	損	益	と	買	手	側	で	あ	る	投	資	会
社	の	未	実	現	損	益	が	含	ま	れ	て	い	る	資	産	の	額	に	加	減	す	る	。	